

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の

一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

一 永住者の在留資格をもって在留する者が、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定する義務を遵守せず、又は故意に公租公課の支払をしないこと等を在留資格の取消事由として整備する改正について、行わないこととすること。

（入管法第二十二條の四第一項關係）

二 一に關連して、永住許可の要件の明確化、永住者の在留資格の変更及び在留資格の取消しに係る通報に關する改正について、行わないこととすること。

（入管法第二十二條第二項、第二十二條の六及び第六十二條の二關係）

三 その他所要の規定の整理を行うこと。

四 この法律は、公布の日から施行すること。

（附則關係）